

平成18年4月5日
経済産業省

本件については本日、国土交通省も発表予定

工業標準化法に基づく家庭用塗料製造工場に対する立入検査結果について

- ・家庭用塗料を製造する日本工業規格表示認定工場（(株)アサヒペン兵庫工場、中国塗料(株)滋賀工場）に対して立入検査を行ったところ、一部の製品についてホルムアルデヒドの放散値が日本工業規格（JIS）で定める基準値を満足していないことが判明しました。
- ・当省としては、これらの工場に対してJISマーク表示製品に対する品質の総点検、原因の究明と再発防止策の策定を要請するとともに、各社が自主的に行っている回収を含め、万全の措置を講じるよう指示しました。

1. 経緯

独立行政法人製品評価技術基盤機構において、家庭用塗料について試買検査を行った結果、ホルムアルデヒド放散値が日本工業規格（JIS K 5961：家庭用屋内木床塗料）に定める放散等級基準値を満足しない疑いのあるJISマーク製品が見つかったとの報告があったため、当該製品を製造する日本工業規格表示認定工場に対して工業標準化法に基づく立入検査を行い事実関係の確認を行ったもの。

2. 検査の結果

認定工場毎の具体的な検査の結果は、以下のとおり。

<F☆☆☆☆製品（JIS基準値：0.12mg/L以下）>

家庭用屋内木床塗料

「油性ユカ用ニス つやあり透明」（(株)アサヒペン兵庫工場）

：0.15～0.18mg/L（2サンプル中2サンプル不適合）

「ポリウラック Fクリヤ デラックス」（中国塗料(株)）

：0.11～0.17mg/L（3サンプル中2サンプル不適合）

※なお、今回の不適合品は、いずれもF☆☆☆☆（0.12～0.35mg/L）のJIS基準値の範囲内のものであった。

3. 当省としての対応

各社に対しては、JISマーク表示製品に対する品質の総点検、原因の究明と再発防止

策の策定を要請したところ。また、各社が自主的に行っている回収を早急に行うとともに、以下のとおり万全の措置を講じるよう指示した。

- (1) 今般、J I S不適合となった塗料について、これまでの販売ルート等を含めた流通経路を明らかにするとともに、施工箇所の把握に努め、施工建物での建築基準法遵守状況を確認し、同法に対する違反が認められる場合は適切な措置を取ることを。
- (2) 上記について、その状況を早急に報告すること。
- (3) 問い合わせに対応できるような体制の整備等消費者への対応に万全を期すこと。

なお、各社の問い合わせ先は次のとおり。

[株式会社アサヒペン] 電話：0120-307-447

<受付時間>土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時

[中国塗料株式会社] 電話：0120-492-916

<受付時間>土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時

4. 今後の対応

- (1) いずれの工場においても、当省の立入検査をうけ当該製品の出荷を見合わせているところ、今回の調査結果を受けて、早急に具体的な処分等を検討していく。
- (2) また、立入検査実施以降、当該立入検査対象企業から事実関係についてヒアリングを行うとともに、そのヒアリング結果を勘案し、塗料業界全体としての実態調査を行っているところであり、その結果が判明し次第、必要な改善計画の策定を業界に要請していく予定。

(本発表資料の問い合わせ先)

産業技術環境局 認証課 木野課長補佐、角野課長補佐

電話：03-3501-1511 (内線 3441～4)

03-3501-9473 (直通) 又は

製造産業局 化学課 倉持課長補佐、田場係長

電話：03-3501-1511 (内線 3731～40)

03-3501-1737 (直通)